

第5回山梨県地方税制等検討会議事録

- 1 日時 令和2年12月16日(水) 午後2時～4時15分
- 2 場所 都道府県会館401会議室
- 3 出席者
(委員) 青木宗明、一之瀬滋輝、門野圭司、渋谷雅弘、関口智、野村千佳子、三神治彦、村田俊也
(敬称略・50音順)
(事務局) 小澤総務部理事、村松税務課長、清水総括課長補佐、課税担当(3名)
- 4 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 地下水に着目した法定外税についての論点整理について
 - イ その他
- 5 配布資料一覧
 - 資料1 地下水に着目した法定外税についての論点整理
 - 資料2 課税客体等の比較
 - 資料3 机上配布
 - 資料4 案1に関する留意点
 - 資料5 案2-1に関する留意点
 - 資料6-1 案2-1、2-2に関する留意点
 - 資料6-2～6-4 机上配布
 - 資料7 案2-2に関する留意点

6 議事等の概要

1 地下水に着目した法定外税についての論点整理について

(会長) それでは議事を始めさせていただきますが、はじめに、本日の検討会の内容には一部、県で定める審議会等の会議の公開等に関する指針の規定により、非公開とすべき内容が含まれますので、その部分については、傍聴者に御退席いただくこととさせていただきます。また、資料3、6-2、6-3、6-4については、机上配布とし、回収いたしますので、よろしくお願いいたします。今回は、前回に引き続き、地下水に着目した法定外税についての論点整理ということで議論を進めていきますが、前は、県内経済への影響ということで、この検討会が立ち上がった段階では想定していなかった新型コロナウイルス感染拡大の県内経済への影響やそれに伴う納税の猶予制度等について事務局から説明があり、本検討会としては、導入の時期については留意する必要があるといった意見が出されたところです。また、課税の考え方についてということで、担税力、独自性、地域性に関連し、宿題となっていた経済センサスの都道府県ランキングや、地下水の大規模採取者の業種別採水量について事務局から説明があり、これまでの検討会の議論を踏まえると、新税の考え方は本県のブランド力により、製品に付加価値がつけられていることに着目し、

これを利用して企業活動を行っている事業者に新たな負担を求めるといった方向で議論を進めていくことを確認しました。ただ、この点については、この後に議論した課税客体、課税標準及び納税義務者等のところで、様々な御意見があるようでしたので、引き続き議論が必要ではというところです。この他に、地域政策としての考察ということで、産業連関表の分析による付加価値の流出や、それと関連して地域資源の防衛についても意見をいただいたところです。その際、委員から、水源地を保全するための議論やNPOの動向について調べるよう依頼がありましたので、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 環境省のHPによりますと、山梨県内では山梨県の他、12市町村で地下水保全に関する条例を制定し、地下水資源の保護や保全などを行っております。NPO等の活動につきましては、関係課に確認したところ、水源地保全のための活動については承知していないとのことでした。

(会長) ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、御意見等ありますでしょうか。

(委員) 直接水源保護ということをやっていることも、森林の保護などを活動としていることが水源の保全のために有益な活動をしていると考えられると思うのですが、そういったところについては何か情報をお持ちでしょうか。

(事務局) 関係課にそういったところを含めて確認しましたが、NPO等の活動については承知していないということでした。

(委員) 山梨県も森林環境税を導入していますし、これから森林環境譲与税も入ってくることを考えると、NPOの活動があまり目立たないという点に関しては、ちょっと寂しいという印象です。

(会長) それでは、進めてよろしいでしょうか。では、本日の議題であります、課税客体、課税標準及び納税義務者等について、前回に引き続いて論点整理を行っていきたいと思います。前回は、三つの案について、新税の考え方の観点からのメリット・デメリットということでお示ししたわけですが、もっと具体的に、それぞれどのような人たちが課税の対象となり、その量がどれくらいなのか、また、地下水を汲み上げて製品化する過程のどの段階で課税するのか、といった情報を加えるよう依頼がありました。また、案1と案2-1、2-2の大きな違いは、案1は地下水を使うこと自体を課税対象とし、それに対して案2は地下水を何らかの製品として使うということに限定している点が大きな違いですが、案2を検討するために、事務局に製品に含まれる地下水量の調査をお願いしたところです。また、案2-1の県外移出量を把握する方法として、インボイスやマニフェストについても調べるよう依頼がありました。これらのことを踏まえ、資料を作成しましたので、事務局から説明をお願いします。なお、今後、産業界等の関係者からのヒアリングを考えていますので、どういった方々に来ていただくかということにも関係しますので、可能な限り三つの案を絞り込めたらと思っています。では、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料2及び資料4により、案1の想定される納税義務者、検討を要する事項について説明。

前回検討会の宿題となっていた県地下水保全条例制定時の地下水涵養量の考え方について

て、条例担当課に確認したところ、実際に帯水層に流れ込む量を測定するのは困難ではあるが、地下水の涵養は雨水などが地下に浸透して帯水層に流れ込むことをいうため、県では浸透量＝涵養量として指導している。このため、雨水浸透升等の施設の設置や、敷地内の緑化は、地下水の涵養に対する効果が見込まれる。県で示している地下水涵養方法や地下水涵養量の算出方法は、本県における水資源の状況等を把握するために実施した水資源実態等調査における地下水涵養方策の検討結果に基づいたものであるとのことでした。資料3により、地方公共団体等の主体非課税と農業を除いた場合の課税ベース及び地下水涵養量を控除した場合の課税ベースについて説明。

(会長) ありがとうございます。それでは案1から順番に議論していくという進め方でよろしいでしょうか。それでは、案1に関する事務局からの説明に関しまして、御質問、御意見等ございますか。これは全体的な事柄もあるでしょうし、あるいは個別の納税義務者や課税標準に関する論点などもあるかもしれませんが、どの点からでも構いませんのでいかがでしょうか。

(委員) 吐出口の断面積による線引きで大規模採取者に限定した場合に、容易に租税回避が可能とありますが、大規模採取者が租税回避のために吐出口の断面積を小さいものに変更するということは、現実的にあり得るのでしょうか。もう一点、大規模採取者は地下水の涵養に関する計画を知事に提出しなければならないとなっていますが、この努力義務を回避するために、吐出口の断面積を小さいものにしようとする事例は実際にこれまであったのかを合わせてお伺いしたいと思います。

(事務局) これまで、地下水涵養の努力義務の中では、これを回避するために吐出口を小さくするといった事例は想定していなかったが、税が課されるという話になれば、租税回避という動きも想定されるのではないかと考えております。

(委員) 吐出口の断面積を小さくすると採取できる量が減るわけですから、業務が非効率になると直感的には思うのですが。

(事務局) 負担を考慮しても小さいものに替えなければならないというインセンティブの強さは、税の回避といった場合は、地下水涵養の努力義務よりも強く働いてくる可能性があると考えています。

(委員) 税率とのバランスという理解でよろしいですか。

(事務局) はい。

(委員) まず、資料の作り方について意見を言わせていただきます。こういう租税に対するリアクションというのは、税負担の重さ軽さと当然比例してきますので、この資料の作り方で、我々が重税を課して、それをなんとか回避するといった内容なので、これ見ると山梨県は新税を作りたくないのかなと思ってしまいます。まだ我々は税の負担すら決めていないのに、不可能であるとか、税をかければ必ず回避する人が出てくるというような書きぶりは、ちょっと資料の作り方としていかななものかと思えます。

私は案1は推していないのですが、以前にも御質問したところで一つ、森林環境税を作るときにも色々な県でこの議論をしましたが、例えば緑地を増やしても、そもそもが水を直接増やす効果を測定しているわけではないので、果たしてこれで地下水が本当に増えてい

るのかどうかということは、科学的なエビデンスが無く甚だ疑問ですので、涵養計画として具体的に何をやっているのかということをお教えいただきたい。二点目は、税の話に戻しますが、吐出口の面積で免税点を決めるのはおかしいのではないですか。通常は課税非課税というのを判断するときには、汲み上げた量で課税最低限を決めるのがノーマルだと思うのですが。

(事務局) 最初に二点目の方からですが、吐出口というものが規定としてありますので、こうしたものが想定されるのではないかとこのように考えているところです。一点目ですが、涵養方法としては、雨水浸透升や雨水浸透側溝の設置、浸透性舗装などがあり、それぞれの涵養方法における地下水涵養量が先ほど申しました調査から示されておりますので、それにより涵養量を計算しています。

(委員) 涵養については、やはり信用できないなというのが私の意見です。委員の先生方や議長にもお考えいただきたいと思うのですが、課税非課税の免税点決めるときには、やはり課税標準で判断するのがノーマルと思うのですが、これ以外のものを使うというのはあり得るのでしょうか。採水の面積で分けるというのは税法的に許されるのですか。

(事務局) 先ほどの説明の補足ですが、50平方センチ超のものにつきましては、採水量の報告がありますのでわかるのですが、他のものにつきましては、採水量が把握できないということもあります。

(委員) 今の条例ではということですよ。新たに条例を作ってやるわけですよ。

(事務局) はい。

(委員) 私はですから、課税標準ではないもので免税、非課税を決めるのはどうなのかなと思います。

(委員) 前回、案1を支持した立場で言いますが、大規模採取者ではない人、現状は定期報告対象外になっている者についても、把握する必要があるれば把握できないことはないというように聞こえましたので、そこを確認したいということと、もう一点は、地下水の涵養量の努力義務は、計画上の努力義務だとすると、実際に地下水涵養量が目標涵養量以上になっているのかについては、確認するのもしないのか、その二点お聞きしたい。

(事務局) 大規模採取者以外は、実際に量水器を付けていないので、付けて初めてわかるということになるかと思えます。そうした義務を小規模の方々に課すというところがいかなものかということが一点です。涵養量ですが、浸透升等々の設備を設置していただいたことによる計画をもって、涵養量としては考えているということです。

(委員) 吐出口の断面積と採水量の関係ですが、吐出口が大きくなればなるほど採水量というのは多くなるのかということと、50平方センチメートル以下でも、6平方センチメートルを超える場合は設備の設置届が必要ということは、50平方センチメートル以下全部というのではなくて、ある程度のところで線引きするというのは可能な気もするのですが、いかがでしょうか。

(事務局) 実際に50平方センチメートルを超える揚水設備を持っているところについては、当然必要性がある中で汲み上げているわけですので、やはり大きいところほど必要とされる揚水量というのは多いことが想定されます。線引きについて、6平方センチメートルを超える

場合の揚水設備の設置届については、量水器の設置まで義務化されていないということで、汲み上げている量につきましては、把握できていないということです。

(会 長) いくつか御意見をいただいておりますが、これは委員としての発言になるのかもしれませんが、免税点は、御指摘いただいたとおり、課税標準で決めるのが普通ではあると思うのですが、今回問題になるのは、吐出口が小さいところ、50平方センチメートル以下だとそもそもメーターがついていないから量がわからないというところをどうするか、免税点を超えそうだという人はメーターをつけてくださいというところまで条例で義務づけるかどうかということが論点になるように思います。量の測定については、案1に限らず、2-1でも2-2でもどうやって量を測るか難しいところがあるようです。他にいかがでしょうか。

(委 員) 質問ですが、資料2の比較表では、案1にしる、案2にしる、量水器の設置義務がある者が対象ということは、ベースとなるところは同じ企業数ということでしょうか。というのは、案2の場合は、汲み上げた量ではなく、製品にした地下水量ということですから、測る部分が違うような気がするのです。そうすると、別に採水量がいくらであろうが、口径の小さいもので汲み上げても対象になり得るのではないかというふうに思うのですが、その辺はどういうお考えなのかということをお聞きしたいです。

(事 務 局) 案1は実際に汲み上げた量が課税標準として考えられておりますので、納税義務者として検討の対象になりうる者というのは非常に広い範囲、農業、電子製造メーカー等々が想定されるわけです。案2ですと、課税標準は移出された製品等に含まれる地下水ということになりますので、その範囲というものは案2の方が当然狭くなっていくということです。

(委 員) 私が質問したのは、案2の方は、県で定めた量水器があるところでなければ対象にならないというふうに書いてあるのですが、実はそうではなくて、50平方センチ以下のところであっても対象になり得るということでしょうかということ。あとは、業種で対象が増えるか減るかはあるのでしょうか、そこを確認したかったのですが。

(事 務 局) おっしゃるとおりです。

(委 員) 先ほどからお話が出ている涵養量を控除するかどうかということですが、それは別のところで考えた方がよいのではないかという気がいたします。今の議論をお聞きする限り、涵養の水量が測定できないとすれば、それこそ意図的に戻しているというふうに申告をして租税回避的なことをされるかもしれないという気がしましたので、控除に関してはこの課税ベースのところで考えることは控えた方がよいのではないかという気が今のところしています。さらに言うと、水のことにはよくわかりませんが、戻した水の質ということを考えても、採った水の性質と戻した水の性質というものを、同じと捉えて控除するのか、想定される控除は、あくまで何らかの量で捉えているので、そこには質は入らないわけですから、これらを考えると、この控除のところは難しいのではないかという気がしました。次に、免税事業者を考慮するときは何をとるのかということ言えば、原則はやはり水量だと思います。それが難しいので代替的に何がとれるのかという話をして、結果として断面積が50だということになるのであれば、そういうアプローチの説明の方が理解はしやすいと思うので、今先生方からお話が出ていたとおり、口径と量との関係がうまく説

明できるのであれば、量で捉えることを基本のラインとして話を進めた方が良いのではないかと思います。

(委員) 今、きれいにまとめていただいた中で、測るのが難しいという大前提が出てきているわけです。難しいという理由が、今現時点でついていないので、新たに条例を作って50以下の事業者にも義務付けましょうということについて、事務局を責めるわけではないのですが、負担を求めるのはいかがなものでしょうかというところの発言までされてしまうと、かなり反論されてしまっているのですが、そこも含めてフリーに議論をすべきです。なにも負担を求めるだけではなくて、税金を使って測るための機械を配ってもおかしなことではありませんし、それはまた別な議論になりますので、税の議論からすれば測れるという前提でやらないと、話がその時点で立ち止まってしまいますので、私はもう少し工夫するべきだと思います。測るための努力が本当にできないのだったら仕方ありませんが、できることはたくさんあると思いますので、いかにしたらこれが実現できるのかを考えるのが検討会ではないのかなと思います。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) 税の問題とは違うのかもしれませんが、先ほどから出ている涵養量について、そんなものは測れないというのはおっしゃるとおりだと思うのです。ただ、企業側とすれば、条例で求められて、地下水を使うだけではなく、雨水等を戻すためにそれだけの設備投資等々もしているわけです。そう考えると、実際に地下水が増えたかどうかは別にしても、計画の中での数値は実行されていることですし、企業側は計画に基づいて投資をして、きちっと投資をすればそれだけ水を戻しているという評価をいただいているということだと思うので、それは配慮していただきたい部分だと思います。さらに税金を取られるというのは、企業側とすればちょっと納得いかないという気がします。

(会長) 他にいかがでしょうか。案1は、案2-1や2-2と比べると、地下水を使えば課税対象になり得るといところが特徴的です。ですから、資料2にありますように、例えば、電子製造メーカーなどが課税対象に入ってくる可能性が出てくるわけですが、このところが他の案と特に大きな違いで、そのために課税標準として想定される量も他の案よりはおそらく大分多くなるのだと思いますが、この点は、制度としてはシンプルであるとも、課税ベースが広いとも言えるのですが、他方で、これまで議論してきたブランド力に着目してという話と整合的であるかどうかということも、議論があり得るかと思うのですが、この点について御意見がございましたでしょうか。

(委員) 今、座長がまとめていただいたとおりだと思います。そもそも議会の政策提言も課税の考え方の起源は、山梨の水がととてもすばらしい、しかも先祖代々守ってきたものであるということですので、それを地域の人たちが使うということまで含めて課税するというのは趣旨がやや違うのかなと思います。それともう一つは、浸透升等がどれくらい効くのか、不信感がありますが、そうは言っても山梨県が地下水を保全し枯渇させないための政策として推進しているわけですから、涵養も綺麗にして川に戻しているものについても配慮することが、政策としての整合性かなという気がいたします。

(委員) 戻すという行為は、税とは分けた方がいいのではないかと行ったのは、別の政策とする考

え方もあるのではないかという意味で言ったことで、戻すこと自体を否定しているわけでは全くありません。税の中にそれを入れるということは、ある意味、租税優遇措置的なものを入れ込むことになると思うので、そこは慎重に考えた方が良いのではないかという立場で申し上げました。

(会 長) ちょっと議論が混乱しているかもしれません。地下水を使ったものをきれいにして川に戻すということと、雨水を浸透升等を通じて地下水に戻すことは、別の話だと思いますので、この点は御留意ください。

(委 員) 先ほど座長から御質問があったブランド力との関係ですが、前回の検討会の議事録を拝見しておりますと、後半の方で何人かの方が、あまりブランド力というのは強調しない方が良いのではないかという御意見が出ていたかと思うのですが、私もそれに同意見でして、あまりブランド力を強調しすぎると、ブランド力でどれだけ付加価値が付いたのか、それは測れるのかという技術的な問題もありますし、以前出口が見つからなくなってしまった「特別の利益」との区別がつかなくなってきて、結局狭いところに狙い撃ちをするような印象を抱かせるような気がしますので、そうではなくて、歳入に関する自治能力を高める上で、誰かに追加的な負担をお願いしようという時に、納税義務者はもちろんですし、県民自身にも納得していただけるような説明でよろしいかと思っておりますので、ブランド力というのはあまり強調せずに、これまで地域全体で守り育ててきた地下水という点だけで良いのではないかと思います。

(会 長) この点について、他にいかがでしょうか。

(委 員) 案1については、汲み上げた量と控除の議論は分けて考えた方が良くと思います。私も前回欠席したのですが、ブランド力について言えば、ブランドの価値というのは企業がどれだけ広告に費用を投下したかという面もありますので、自らブランドの価値を高めたところで、自分たちに跳ね返ってくるというのは、疑問に感じます。他の案も検討した上でどうかというところもありますが。また、企業はブランド力で山梨を選んでいるのではなく、むしろ水の質で慎重に選んでいると思います。企業がミネラルウォーターとしての良さに着目しているという点は、やはり資源としての良さということになってくるので、むしろミネラルウォーターというところにもう少しスポットライトを当てたものの方を検討した方が良いのかなと思います。

(会 長) それでは、議論の流れから、他の案について御説明いただいたうえで、さらにまた検討していきたいと思っております。それでは、案2-1について説明をお願いします。

(事 務 局) 案2-1について、資料5の1ページ目により、納税義務が発生する時点をどの時点と捉え、また、その場合の納税義務者は誰かを明確にする必要がある点について説明し、また、前回検討会において調べるよう依頼があった、マニフェスト制度とインボイス方式のそれぞれの制度について、資料5の2ページ以降により説明。

(会 長) なお、案2-1と2-2に共通するところは、案1と違いまして、案2-1と2-2では、今の案の中では製品等に含まれる地下水量ということで、基準が違っているわけなのですが、製品等に含まれる地下水量の方も、やはりどう測るかというのがなかなか難しいようですので、これについては2-2の説明のところであわせて見ていただきたいと思います。

ます。それではまず、案2-1につきまして、ただいまの説明やあるいはより全体的な事柄などについて、御質問、御意見などございますでしょうか。

案2-1につきましては、前回の検討会では県外に移出された量というのを、どうやって測るのかということが論点の一つになっており、この点については若干、前回は御意見をいただいたところでありますが、正直に申し上げますと、事務局と打ち合わせなどしていても、なかなか良いアイデアが浮かばないようございまして、もし委員の先生方から何か御意見ございましたらいただければと思うのですが。

(委員) 県外に移出された量を把握するのは不可能だと思います。例えば、ネット販売事業者の倉庫から県内あるいは世界中に流れていく状況では、後追いすることは現実的に無理なのではないかと思えます。

(会長) 他にいかがでしょうか。

配付しました資料5のなかでは、このような流通経路のなかで、どの時点で、誰を納税義務者として課税するのかと、そういう問題が出てくることになるのだと思えますけれども。

(委員) 一つ質問ですが、移出量について、資料2の案2-2には、年間約233万㎡となっていますが、これは県内と県外の合計が233万㎡ということですか。

(事務局) 後ほど、地下水利用状況調査につきましては、詳細を報告させていただきたいと思っておりますが、233万㎡は製品に含まれている量ということでございます。その製品が県外にどれだけ出ているかということについては、回答が難しいということでした。

(委員) いずれにしても、233万㎡が分かれるということですよ。

(事務局) 全体量としては、仰るとおりでございます。そこが、どういうふうに県内と県外に分かれるかということは分からないということでございます。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(委員) 案2-1ですと流通課税になってしまいますので、今まで想定していたのはむしろ案2-2の蔵出し課税を想定していたものですから、2-1がどういう課税の根拠になるのか、ちょっとよくわからないのですが、2-1は流通課税となってしまうので、法定外税として成り立たないのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

(会長) どの段階で課税するかにもよるのでしょうか、そう見られる可能性も。

(委員) 県外に移出した段階で課税するとなると、流通業者が納税義務者ですが、担税者を誰にするかということは別にしても構わないですけれども、納税義務者もしくは申告者は流通業者になってしまうと思うので、そうなるこれは流通課税になってしまうのかなという気が致します。

(会長) 先生方も詳しいかと思えますが、法定外税については物流に支障をきたすようなものになると不同意となるおそれは出てくることにはなります。

(委員) 県外に移出する行為ということでしたら、卸売業者も県外を介するというようなことができるのではないかと思います。

(会長) それもどこに注目するか、どこを課税ポイントにするかによりますが、蔵出しの段階でチェックするというにするとそうですね。

それでは、先ほど申し上げたとおり、案2-1と案2-2に共通する論点として、製品に含まれる地下水量という論点がありますので、その点を見ていただいた上での方が良さそうです。まず、2-2の説明の前に、前回の宿題となっていた、「飲料と食料品の県内の中小企業の状況」と「水1㎡あたりの利益」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) まず、「飲料と食料品の県内の中小企業の状況」についてですが、2019年事業年度において、「食料品製造業」及び「飲料・たばこ・飼料製造業」として登録されている法人のうち、資本金が1億円以下の法人で所得がある法人というのは概ね3割程度でございました。次に、年間水1㎡あたりの利益がどれくらい出ているか、経済センサスなどの統計と組み合わせ導き出すことが可能か、ということですが、国の統計法によって集められた情報は、統計法第40条第1項の規定により、統計法に特別の定めがある場合を除いて、その統計調査の目的以外には使用してはならないとされており、統計法に特別の定めがある場合というのは、あくまで統計の作成や統計調査の対象者名簿の作成に限定されており、徴税や行政処分の資料として使うことはできないとされていますので、難しいという回答をさせていただきたいと思います。

(会長) 今の説明につきまして、御質問などございますか。

(委員) 最後のところがよく分からなかったのですが、統計をとって公表されているデータだけでは分からないので、それ以上のことをする場合は法律の制約があるという意味なのでしょうか。

(事務局) はい。

(会長) それでは、よろしければ、次の2-2の説明に進みたいと思いますが、これ以降は、県で定める「審議会等の会議の公開等に関する指針」の規定により、非公開で行いますので、傍聴者の方は恐れ入りますが、御退席をお願いします。なお、資料7の議論からは、再度公開となりますので、その際はお声がけさせていただきます。

非 公 開

(事務局) 資料7により、本検討会のきっかけとなった県議会の政策提言や、これまでの検討会における議論を振り返り、本県における産業中分類での工業統計による工業用水の利用状況(2ページ)により地下水を利用する産業にはどのようなものがあるのか、また、現状、本県にはない産業も含めて検討するために、全国における産業細分類の状況(3~9ページ)を説明。また、10ページにおいて、案2-2の課税標準について、「製品等に含まれる地下水量」の測定は困難なことから、これに代わるものとして、「製品等に使用した原料用水のうち地下水」とすることを提案。こうした考え方を踏まえ、良質な価値ある地下水により、製品に付加価値が付けられているのはどのような産業かを検討していただくために、3~9ページの表に戻り、工業用水の水源として井戸水を使い、用途として原料用水を使っている産業を網掛けしていること、さらに、産業中分類において本県で地下水の利用の多かった「飲料産業」と「食料品産業」について、順位の横に「飲」と「食」の表示をしている旨を説明。また、酒類は、既に酒税が課されている点に言及した。

(会 長) 先ほどまでの議論のなかでも製品含有量でなく投入量に着目してはどうかという話がありましたが、この資料では工業用水の用途のなかで原料用水として使っているものに注目するというので大体同じ意味になるのでしょうか。そして、原料用水として地下水を使っているのはどういう産業かということで、3ページからの資料で網掛けになっている産業になるということですね。原料用水でみると、やはり含有量でみる場合よりも産業の範囲が広がるということになるようですね。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見などございますでしょうか。

(委 員) 今、課税標準の議論をしているかと思うのですが、免税点であったり、課税・非課税など色々なことを様々に組み合わせた上で、この課税標準の議論をするということによろしいですか。というのは、例えば、まずは納税義務者をどうするのかということもありますし、あるいはそもそもの課税標準を考えた場合に、先ほども触れた製品ごとの地下水含有割合で基準を決めるというのもありますから、こういったことで絞った上で、中小企業をどうするのか、あるいは酒も蔵出し課税ですから、酒は除くといったような考慮を色々していくと、自ずと残るものがあるって、その残るものについての課税標準の検討という考え方でよろしいですか。そこはまた後でやりますか。私は含有割合も重要な基準になると思いますので、それを考慮すれば、課税対象はある程度絞られて、その上で、最終的にこの課税標準がどうなのかという話になるのかなと思います。

(会 長) 実は、最初にも申し上げましたが、本日の目標としては、どのような事業者が納税義務者になるのかということについて、大まかに目処をつけて、次回を関係者の御意見を聞く機会にしたいと考えていたのですが、既に時間も過ぎてしまっておりますのでちょっと難しいでしょうか。

(委 員) であれば、納税義務者を絞る基準としては、事業規模というものもありますし、もう一つは製品の地下水含有割合も考慮するべきです。あまりに割合が低いのに投入量が多いから課税するのはちょっと違うかなという気がしますし、つまり蒸発などで消えてしまうか、戻すかしているわけですから、そういうものは除くべきというのが私の意見です。

(会 長) 他にいかがでしょうか。

資料7の10ページにある工業用水の用途について、案の比較でいえば、案の1ですとほぼ全ての用途が対象となりますし、案の2では例えば原料用水に限定する、ということになるろうかと思いますが。

どうでしょうか、先ほども申し上げましたが、今日はある程度の目処を付けたいというのが希望ではありましたが、先ほどから御意見伺っていても分かれているようでありますし、既に時間もかなりオーバーしているということもありますので、申し訳ないですが、今日はここまでということによろしいですか。進行の不手際についてはお詫びします。

では、次回以降の予定について、事務局から説明をお願い致します。

(事 務 局) 次回につきましては、皆様には既に1月28日をお願いしているところでございますので、今日の議論を踏まえて整理させていただき、28日に再度提案させていただきたいと考えておりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

(会 長) では、御質問等ございますでしょうか。

これで議事を終了しますが、その他ということで何かございますでしょうか。
事務局にお返しします。

以上